

尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する抗議決議

去る 9 月 7 日午前、尖閣諸島の久場島沖の日本領海内において、違法操業をしていた中国漁船が、停船を命じた第 11 管区海上保安本部の巡視船に衝突をさせ、海上保安官の職務を妨害するという由々しき事態が発生した。

尖閣諸島は、日本政府が明治 28 年に沖縄県への所轄決定をして以来、かつお節工場を操業し、漁業や林業を営んだ経緯がある。昭和 35 年に中国政府が発行した「外国地名手冊」には、明確に日本領と記されている。

このように、歴史的にも、国際法上も「尖閣諸島」が我が国固有の領土であることは明白である。

しかしながら、当該周辺海域においては、今年 8 月中旬に、1 日で最大 270 隻の中国漁船が確認され、そのうち日本の領海内に 70 隻程度が侵入している。本市・本県の漁業者はもとより、我が国の漁業者が安心して操業できないという極めて憂慮すべき看過できない事態となっている。

よって、本市議会は、貴国漁船による領海侵犯並びに公務執行妨害に対し、強く抗議し、今後、このようなことがないよう強く要請する。

以上、決議する。

平成 22 年（2010 年）9 月 21 日

那 覇 市 議 会

あて先 中華人民共和国国家主席、中華人民共和国駐日本国特命全権大使